

6 補助制度の見直し

17 地域コミュニティの強化

1 目的

補助金とは、市民の皆様から負託された税金を原資とし、公益上必要がある事業や団体活動等に対し、必要な補助を行うものです。

時代の変化とともに、補助金を支出する事業や団体の役割は変化しているため、補助金もそれに対応して見直しを行い、効果的・効率的な執行に努めなければなりません。特に団体に対する補助金については、相手団体の現状を把握し、協議を重ねることで相互理解を深め、双方ができるだけ納得する形で見直しをする必要があります。

これら一連の見直し作業を通じて、行政運営上必要な事業や団体活動をより活性化させたり、逆に役割を終えたものについては削減するなどメリハリを付け、団体の果たす役割と市の支援を明確にすることで、協働のまちづくりを推進することができるものと考えています。

2 補助金の現状

(1) 補助金の種類別の現状

令和4年度当初予算においては、150の補助事業に対し、956,665千円の補助金を計上しています。種類別では次のとおりです。

区分	種類別	内容	事業数	補助金額(千円)
1	事業費補助	公益性のある事業への補助(例 バスや航路への運行(航)補助, 通学定期券購入補助)	85 事業	458,916
2	運営費(団体)補助	特定の団体の運営に係る補助(例 自治会連合会補助, 社会福祉協議会補助)	47 事業	173,851
3	義務的補助	国・県・他自治体との法令等に基づく補助	8 事業	295,586
4	投資的補助	工事など投資的な経費に対する補助	7 事業	25,123
5	利子補給補助	特定の目的のための金融機関からの貸付金に対する利息への補助	3 事業	3,189

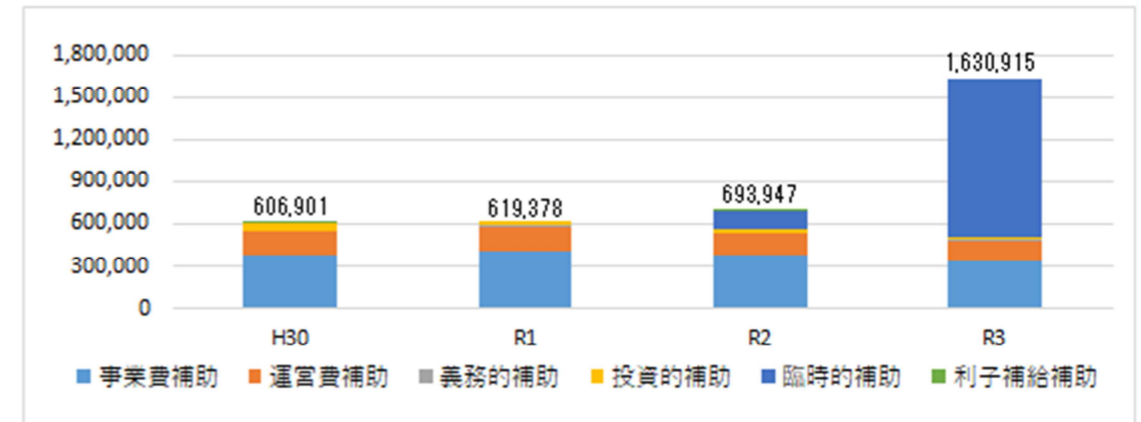
※他に臨時的補助(臨時給付金等)がありますが、令和4年度当初予算においては未計上です。

(2) 決算額の推移(平成30年度～令和3年度)

過去4年の補助金の支出額は、臨時的なものを除くと、約5億円から6億円の規模で推移しています。

(単位:千円)

区分	種類別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	事業費補助	369,287	401,179	374,197	327,300
2	運営費補助	168,343	173,253	148,045	146,906
3	義務的補助	7,953	9,879	7,495	8,332
4	投資的補助	54,392	30,375	25,149	19,394
5	利子補給補助	2,677	4,692	4,367	4,498
小計		602,652	619,378	559,253	506,430
6	臨時的補助	4,249	0	134,694	1,124,485
合計		606,901	619,378	693,947	1,630,915



(参考) 令和3年度の臨時的補助のうち主なもの

- ・新ホテル等整備事業補助金 500,000千円
- ・非課税世帯等に対する臨時交付金 331,700千円
- ・子育て世帯への臨時特別給付金 240,200千円

3 今年度の行財政改革の取組

- (1) 行財政改革の取組として進めていくに当たり、基本的な考え方と目的を整理しました。内容については、「1 目的」に記載のとおりです。
- (2) 見直しの対象として、団体補助のうち協働のまちづくりに密接に関係していると考えられる次の団体について、市政への影響が大きいことから、優先的に見直しの対象としました。市自治会連合会・町自治会連合会、市女性会連合会、まちづくり協議会、市社会福祉協議会、市シルバー人材センター、市老人クラブ連合会、市商工会、市観光協会
- (3) 上記補助団体の担当課のうち、地域支援課、社会福祉課及び高齢介護課に対し、取組の基本的な考え方を説明し、各課の見直しに対する考え方や取組状況を確認しました。担当部局においては、独自で見直しに向けた取組に着手しているものがあります。
- (4) 令和5年度当初予算編成において、過去5年間に補助金額が同額で推移しているものの中で、当該団体と協議の上、運営に支障をきたさないことが確認できたものについては、前年度予算額のマイナス5%としました。

4 今後に向けて

- (1) 補助制度の見直しは今後の市政に関わる影響力の大きい内容であるため、今後の検討に向けてワーキンググループを設置し、多角的に意見を交わしながら進めていくこととします。
- (2) 全庁的に見直しを進めていくためには、基本的な考え方と目的を理解してもらい、各団体にとってどういう補助(支援)が適正であるかを協議・検討する必要があります。こういった形で作業を進めていくべきか、検討を行います。
- (3) 個別の交付要綱が整備されていないものについては、令和6年度当初予算編成時までに担当課において要綱が整備できるよう、財政課から担当課に通知し、財政課で進捗管理を行います。また、補助金見直しの基本方針が策定から10年経過していることから、交付要綱の整備と併せて、今後の見直しについての新たな仕組みづくりについて検討していきます。